

明朝档案を通じて見た明末中朝境界

The China-Choson (朝鮮) Frontier District of the Ming Dynasty
Last Stage seen through the Document of the Ming Dynasty

荷 見 守 義

要 旨

中国明代末期、サルフの戦以降、遼東鎮の要衝は次々と満族の手に落ち、この方面の明朝領は山海関周辺に限られた。明朝と朝鮮の陸上交通路は遮断され、朝鮮自体も満族に屈服したことから、明朝にとって中朝境界の状況を把握することは困難となった。また、明朝国内では李自成らの叛乱が拡大していた。崇禎帝はこの事態に深く憂慮し、宦官を官軍の監視・監軍として付ける新体制を導入し、皇帝自らが官軍を直接指揮して対応しようとした。特に遼東方面は、他方面の監視・監軍体制が撤廃された後も、唯一監視体制が継続した。それは崇禎帝の寵愛厚い高起潜が任用されていたからである。しかし、この高起潜にしても、軍事的能力を有しておらず、システムとして下から上がる情報を上に伝えていただけで、うまく振る舞うことで崇禎帝の信任を得ていた。結局、この体制は機能しなかったが、中朝境界の軍事情報のあるものはこの体制を通じて中央に吸い上げられ、政策形成の基礎的認識となった。

キーワード

明朝档案、監視体制、高起潜、張国元、火器

はじめに

明末における満族の勃興は、流賊の猖獗と相まって、明朝を内外から追いつめていったことは周知の史実である。特に万曆四七年（一六一九、天命四 行論上、主に旧曆で表記する）のサルフの戦で明朝連合軍を大破したヌルハチは、その後、なおさら遼東地方を浸食して行つた。明朝は遼東防衛のために膨大な戦費を費やし続け、その結果としての財源不足を補うため加派を重ねていった。所謂「遼餉」問題である。^①このことがまた民衆の負担を深刻なものにし、さらに流賊の活動を下支えし、尚更、明朝の統治を困難なものにしていった。これが崇禎年間に入ると、明朝の前線は殆ど寧遠城周辺に限定され、明朝にとつて最も緊密な宗藩関係にあつた朝鮮との連絡が困難となつていった。そもそも、遼東地方を統治する遼東鎮は明朝の東北支配における橋頭堡として、満族やモンゴル族の南進を抑制し、鴨緑江で朝鮮と境を接することによつて、明朝と朝鮮の連絡は安定的に継続していた。ところがサルフの戦以降、ヌルハチは遼東鎮への切り込みを厳しくし、天啓元年（一六三二）、ついに遼東河東の拠点都市である瀋陽・遼陽を相次いで攻略したことから、明朝と朝鮮の間の陸路は遮断されてしまった。以後、明朝の連絡はかろうじて海路を通じて保たれるに過ぎなくなり、^②やがて、朝鮮は一六二七年の丁卯胡乱、一六三六年の丙子胡乱と満族の連続的な侵攻を許し、一六三七年には三田渡で清朝への従属を誓わされてしまう。中朝の境界は、少なくとも陸上において、両国からコントロール不能な領域によつて遮断され、最後に朝鮮は満族に飲み込まれてしまった。明廷にしてみれば、東北方の情報は遼東鎮などの辺防ラインから上がつて来るのであり、これらの情報によつ

て政策の基盤である認識が形成されていく。明朝のラストエンペラーである崇禎帝は、自ら国内外の難局に対処するため、辺防の軍隊には監視、国内叛乱に対処する軍隊には監軍の肩書きを持つ宦官を配置した。この新たな取り組みが辺防に与えた影響・効果のほどを検討することは、この時期を見て行く上で不可欠の課題である。以上を含め、辺防のメカニズムを多角的に解明することが、外交政策の理解に大いなるベースを提供するのである。ただ、明朝の史料と雖も、辺防の細部までの史料はそう多く残されていない。従って、明朝末期の、まさにヌルハチなど満族に負け続けた時期の膨大な档案史料は、安定期の明朝からすれば少し例外的かもしれないが、メカニズム解明のヒントが大いに隠されているものと期待されるのである。ところがこの時期の中朝の東北認識に関する研究は、清朝勃興史研究に比して立ち後れている。この空隙を埋めるためには明末期の档案史料群の分析が不可欠である。

明朝档案史料の問題点は、档案の残存に偏りがあり網羅的でないことである。本稿ではまず明朝档案史料の特徴について言及し、次に崇禎年間に行われた監視体制について、寧錦太監と関寧太監の役割の一端について言及する。その中で、辺境防衛に関わる上奏文を四本取り上げて分析を行い、監視体制の実態とそこから得られる明朝の北方認識について言及したい。

一、明朝档案の特徴・問題点

明朝档案集の刊行は、まず、一九三〇〜七五年に国立中央研究院歴史語言研究所編『明清史料』甲編〜癸編が刊

行された。これには明朝及び清朝の檔案が原檔案から文字を起こして収録されているが、明朝に関わる檔案は甲戌編に二七九〇件収められており、ほぼ天啓・崇禎年間の檔案である。次に東北図書館編で一九四九年に『明清内閣大庫史料 第一輯―明代』上下冊が刊行され、上に二〇二件、下に三二三件、合計五二五件の明朝檔案が収録されたが、全て原檔案から文字を起こしたものであった。その後、一九八五年、遼寧省檔案館・遼寧社会科学院歴史研究所編で遼沈書社から『明代遼東檔案匯編』上下が刊行された。ここには四五五件の明朝檔案が収録されており、全て原檔案から文字を起こした形で収録されていた。このような状況下、二〇〇一年に中国第一歴史檔案館・遼寧省檔案館編で広西師範大学出版社から『中国明朝檔案總匯』一〇一冊が刊行された。本史料集の特徴は檔案となるべく原檔案の形で収める努力がなされたことで、従来、刊行物の形では編集の手が入ったものしか見ることが出来なかった状況が大いに改善されたと言えるだろう。以上から、明朝檔案を多量に収めた史料集が四部存在することになるが、相互の重複を見っておかなければならない。檔案保管の系統からすると、現在、台湾側に保管されている『明清史料』、大陸側に保管されている『明清内閣大庫史料 第一輯―明代』、『明代遼東檔案匯編』、『中国明朝檔案總匯』の二つに分けることが出来る。そこで『明清史料』と『中国明朝檔案總匯』とを付き合わせてみると、相互に重複する檔案は管見の限り見出せない。その一方、『明清内閣大庫史料 第一輯―明代』所収檔案の殆どは『中国明朝檔案總匯』の第一―四八冊所収の檔案に一致し、『明代遼東檔案匯編』の山東関係を除くかなりの部分は『中国明朝檔案總匯』の第八九―一〇一冊所収の檔案に一致する。完全に一致しないのは、これら大陸側の史料集編纂時に、檔案の保存状態などによって取捨選択を行っていることによると思われる。また、文字に起こされた史料と原檔案とが一致しないことも往々にして見られるので、注意が要されるのである。従って、明朝檔案を

利用した研究を行う場合は、これらの重複・異同に留意して研究を進めることとなるが、『中国明朝档案総匯』の刊行は、単に明朝档案の原档利用の促進を促したのみならず、その第一〜四八冊で言えば、『明清史料』と対を為す天啓・崇禎年間の档案ついて、『明清内閣大庫史料 第一輯―明代』上下冊所収の五二五件を除いても、単純に言って約三千件の新たな明朝档案が公刊されたのである。さらに第四九〜七七冊所収の衛選簿類、朝鮮迎接天使都監都序儀軌を除いても、第七八〜八八冊に九九九件の档案が含まれる。また、第八九〜一〇一冊までの七〇九件の档案は、『明代遼東档案匯編』所収の四五五件の档案と重複するが、それ以上に多くの档案が含まれていることが分かる。^③

二、張国元と高起潜

崇禎年間における遼東鎮は、すでに大半がヌルハチの軍によって浸食されており、ほぼ広寧から山海関までの間を抑えることが精一杯で、崇禎十五年（一六四二）の広寧松山の陥落後はいよいよ錦州も保ちがたく、寧遠城によって山海関への道を閉ざすことがやつとであった。この崇禎年間の遼東鎮の軍政に関わった宦官に張国元と高起潜がいる。ここでは編纂史料と档案史料を付き合わせて、張国元と高起潜の遼東鎮に関わった時期や肩書きについて見ておきたい。

崇禎帝の治世の特色の一つとして宦官の重用が上げられるが、その治世の最初からそうであったのではなく、寧ろ魏忠賢一派の排除に見られるように政治を宦官任せにはしなかった。ところが崇禎四年（一六三二）から、諸軍

の監督に宦官を重用するようになる。当然、諸臣からは繰り返し批判を被ったのであるが、崇禎帝はそれを意に介さなかった^④。具体的には、崇禎四年九月の王応朝に山海関・寧遠、鄧希詔に薊州鎮、王坤に宣府鎮、劉文忠に大同鎮、劉允中に山西鎮の兵糧と撫賞を監視させ、また張彝憲に戸部・工部の錢糧を総理させたことに始まる。張彝憲は財政を掌握することで、軍政全般への影響力を狙ったようであった。肩書きには監軍と監視の別があり、地方で流賊鎮圧のため展開していた諸軍営に配属された宦官は監軍と言ひ、辺鎮に配属された宦官は監視と言った。また、『国権』によれば、この時、唐文征は京營の戎政を提督したという^⑤。更に同年十一月には太監李奇茂が監視陝西茶馬、呂直が監視登島兵糧・海禁、崇禎六年（一六三三）には太監陳大金等が曹文詔・張応昌・左良玉・鄧圻の諸軍にそれぞれ分監している^⑥。崇禎六年六月一日、太監高起潜に寧・錦の兵餉を監視させることにしたが、『国権』によれば、崇禎六年六月二日、太監高起潜に命じて寧・錦を監視させ、張国元に山・永・石塘等路を監視させ、兵餉を明瞭に調査・管理させて、軍士に恩賞を与えることにしたとあり、高起潜の監視寧錦叙任を翌日のこととしている。高起潜を軍事の要職に充てた理由としては、そもそも軍事に詳しいと自称していたことであつたといふ^⑦。

これらの監視太監については、『中国明朝档案総匯』によれば、王坤は崇禎五年（一六三二）六月一日から九年（一六三六）十二月二日まで監視宣鎮御馬監太監として、呂直は崇禎六年三月二六日から十一年（一六三八）三月十六日まで監視登島司礼監太監として、劉文忠は崇禎六年十月二十日から七年（一六三四）十月二四日まで監視大同御馬監太監として、盧維寧^⑧は崇禎八年（一六三五）四月三十日から九月十四日まで監視宣府御馬監太監として、魏国徴^⑨は崇禎九年八月二六日から十月六日まで総監昌宣太監として、鄭良輔^⑩は崇禎九年八月二六日から十月九日まで

で分守昌宣御馬監太監として、陳応祥¹¹は崇禎十年閏四月十六日から十一年二月十日まで登島太監として、魏邦典¹²は崇禎十一年四月二七日から十三年（一三四〇）閏正月五日まで昌宣太監として、謝文举¹³は崇禎十二年（一三三九）四月四日から十二月二五日まで昌宣太監として、確認することが出来る。

さて、張国元であるが、『明清史料』では張国元が遼東鎮に関わって上奏した檔案の掲載は管見の限り僅か一本で、崇禎七年七月の「兵部行稿 兵科抄出薊鎮東協太監張国元題」であったが、『中国明朝檔案総匯』では十二本の上奏を見ることが出来る（後掲の張国元に関わる檔案一覽参照）。期間は崇禎六年三月七日から同七年閏八月二八日までである。肩書は崇禎七年七月二七日までは「欽差監視薊鎮東協署理閔寧糧餉兵馬辺牆撫賞事務御馬監太監」であり、同七年閏八月二八日は「監視閔永」太監となっている。つまり、張国元は崇禎六年から翌七年七月までは「薊鎮東協太監」として「署理閔寧糧餉兵馬辺牆撫賞事務」を担っていたのである。「署理」は代理の意味であるから、代理として「閔寧」つまり山海関と寧遠の兵餉・兵馬・辺牆・撫賞の事務に従事していたのである。先に張国元は崇禎六年六月二日に山・永・石塘等路の監視となったことを指摘したが、これは檔案の指し示す実態と符合しないのである。この記述は『国権』に基づいたものであるが、『明史』巻二五八、李日輔伝によれば、張国元は崇禎四年（一六三二）に「監軍東協」、つまり、薊州鎮東協を監視するよう命ぜられており、『国権』巻九一、崇禎四年十月丁未の条にも、「命太監監軍王応朝往閔・寧、張国元往薊鎮東協、王之心中協、邵希韶西協。」とあることから、張国元は崇禎帝が宦官による監視政策を開始した当初に、薊州鎮の監視東協太監となり、やがて薊州鎮から指呼の間にある山海関と寧遠の監視を代理として行っていたのではなからうか。崇禎四年九月には王応朝が山海関と寧遠の監視に任命されていることを考えると、その任務がいつまで続いたものか未詳であるが、或いは王応朝の任

務は一年ほどのもので、後掲の高起潜がその後を継いで崇禎五年（一六三二）後半から「関・寧」監視の任務を引き継いだのかもしれない。更にその任務を崇禎六年前半から、張国元が薊州鎮の監視東協太監の身分のまま、何らかの事情で代理業務として行ったとも推測出来る。また、崇禎六年六月二日に「山・永・石塘等路」の監視となったということも、或いは「関・永・石塘等路」の誤りかもしれない。また、『国権』では、張国元は崇禎七年八月辛未に京師に召還され、九年十月庚戌には「提督京营張国元に兼ねて巡捕を理めしむ」とあるが、監視薊州鎮東協から「山・永・石塘等路」或いは「関・永・石塘等路」の監視となった時期は崇禎六年六月ではなくて七年八月であるうし、京師への召還の時期はもっと遅いのではなからうか。

高起潜は『明史』によれば崇禎六年六月一日に「監視寧錦兵餉」に任じられたことが分かるが、後掲の高起潜に関わる檔案一覧を検討すると、高起潜が遼東に赴いたのはこれより以前のことであった。高起潜の遼東鎮に関わる上奏は、『明清史料』・『中国明朝档案総匯』において、管見の限り、崇禎五年十一月二六日から十三年二月二九日までの間、確認することが出来る。肩書は崇禎六年四月段階までは「欽差督發関寧援兵監護軍功糧餉等事忠勇營中軍御馬監太監」或いは「欽差督發関寧援兵監護軍功糧餉等事乾清宮牌子御馬監太監」であったものが、崇禎六年八月段階になると「欽差乾清宮牌子監視寧錦等處糧餉兵馬辺牆撫賞等事御馬監太監」に替わり、更に崇禎八年九月段階からは「総監関寧両鎮糧餉兵馬辺牆撫賞等事御馬監太監」に替わり、崇禎十二年段階からは「総監各路援兵太監御馬監太監」という肩書が「総監関寧両鎮糧餉兵馬辺牆撫賞等事御馬監太監」と交えて使われ出す。従って、高起潜は監視寧錦太監に任じられるより以前の崇禎五年後半段階には、すでに山海関・寧遠の監視活動に従事しており、この段階では「督發監護」と呼ばれていた。その後、崇禎六年の監視寧錦太監任命により、監視対象は山海

関・寧遠から寧遠・錦州へと移動している。これは張国元が山海関・寧遠の監視活動に従事するようになったためなのか、高起潜を錦州方面に移動させる必要性が出てきたため、張国元をその代理として山海関・寧遠の監視に補充せざるを得なくなったのか、はつきりしないところではある。更に、崇禎八年九月段階の「寧錦」監視から「総監」と肩書きが変わって「関寧」に監視対象が変更されている点は、或いは張国元がそれ以前の近い段階で京師に召還されたためかもしれない。ともあれ、張国元と高起潜は一時期、監視対象が重なっていたことが分かる。

三、「関寧」「寧錦」監視体制

明代においては鎮守宦官という永楽年間に淵源のある監軍制度が、宣徳年間から制度化して定着していた。辺鎮における守備体系は一鎮を統べる者が鎮守、一路を守る者が分守、一城一堡を守る者が守備というが、これに対応して、鎮守宦官も出鎮した¹⁵⁾。従って、監視体制といっても監軍そのものはさして目新しいことではない。ただ、崇禎二年（一六二九年）に後金軍が京師に迫るといふ事態に続き、翌三年（一六三〇）には永平等に侵入するという軍事的危機の中、京師救援に駆けつけた袁崇煥を謀犯の疑いで刑に処した崇禎帝の臣下に対する不信感が、宦官の重用へと向かわせたのかもしれない。『明史』卷三〇五、高起潜伝には、「已而諸監多侵剋軍資、臨敵輒擁精兵先遁、諸將亦恥為之下、縁是皆無功。八年、尽撤諸鎮内臣、惟起潜監視如故。九年七月、復遣太監李輔国・許進忠等、分守紫荆・倒馬諸関、孫惟武・劉元斌、防馬水河。時、兵部尚書張鳳翼出督援軍、宣大総督梁廷棟亦引兵南、特命起潜為総監、給金三万、賞功牌千、以司礼大璫張雲漢・韓贊周副之。然起潜实未嘗決一戰、惟割死人首、冒功而已。」

とあり、後世の監視・監軍体制への評価は手厳しい。ここでは、張国元と高起潜が「閔寧」「寧錦」の監視に従事していた頃の檔案を四本取り上げて、監視体制の実態がどうであったかということと、どのような北方情報がやりとりされていたのかを当該人間同士の認識に立って見ていく。その際、張国元の肩書に「糧餉・兵馬・辺牆・撫賞事務」、高起潜の肩書に「糧餉・兵馬・辺牆・撫賞（軍功）等事」とあることに着目したい。

なお、遼東鎮に関わる支配体制を見ておくと、遼東には洪武年間に遼東都指揮使司が設置され、当初は都指揮使にも統兵権が与えられていたのであるが、のちには鎮守総兵官が統兵権を握るようになる。¹⁶ また、軍務を取り仕切る巡撫、軍務と統兵権を擁する提督が累加され、¹⁷ これらを巡按山東（巡按遼東）監察御史が按治した。嘉靖二九年（二五〇）からは薊遼總督が設置された。ただ、遼東鎮を按治した巡按山東監察御史は、天啓二年（二六二）に方震孺が志願して乗り込んだものの、後金軍の前進を阻むこと叶わず、辞任に追い込まれたのが最後で、それ以降は置かれていないようである。¹⁸

まず高起潜の上奏に関わる檔案である。『中国明朝檔案總匯』所収、崇禎六年八月二七日、兵部による「兵部為官兵於遼東高台堡處斬獲入境奴賊情形事行稿」である。¹⁹

行

奴賊入境等事 抄訖

辰字五百四十七号

八月廿七日程

謝泰

兵部為奴賊入境、官兵奮勇、仰伏 天威、斬級、獲馬・夷器等事。職方清吏司案呈、奉本部送、該監視寧錦太監高起潛題稱、本年八月二十三日准寧前兵備道僉事陳新甲、本月二十二日准中右所騎營副總兵劉心國手本移稱、本月十八日、本職聽聞西南城角砲響、即同左翼中營參將高魁、各統領官兵、馳至曲尺河舖龐家山、撞遇撥夜。報稱、奴賊繇高臺堡地方進入、直奔大路。本職行馳間、有高參將報策応夜役何雲回稱、蒙團練鎮吳綏兵伝、調左翼中營高參將統領所部官丁赴彼合營。止回。本職守城挑兵壹百名、摘令奇哨把總即先租等帶領、一同前往中後。合營去訖。本職站立扎營、遙望各村屯、煙霧大起、本職隨差把總張國臣引領降夷、千總王化中・紅旗・劉祥・劉志忠等官丁柒拾員名、并高參將存留下撥夜把總陶万化等拾名、共漢夷官丁八十員名、沿海一帶各村屯、相機截殺、正行走間、忽前灰塵大起、直奔中後屬屯海金寨、各官預為埋伏。賊果入屯、我兵突出衝砍一處、那奈等在陣斬獲首級壹顆・達馬壹匹・夷器俱全。因見奴賊聯擁、相繼恐墮衝中、即收兵回營、仍查、在陣射傷卜暗官馬一匹。今將斬獲首級・達馬・盔甲夷器、除行中軍魯松齡呈解、緣繇、到道、准此、除覆驗真級賞紅外、該本道看得、奴兵大舉入犯、而以其哨騎遊擾各屯、副將劉心國遣把總張國臣等、預為埋伏、俟其入海金寨、而夷丁那奈等突出衝砍、斬獲首級一顆・達馬一匹・盔甲夷器俱全。可稱智勇。先挫其鋒、相応照例給賞達馬、即応給獲馬、兵丁羊哈大、征騎領兵把總張國臣、撥夜把總陶万化均應量加賞賚、以示鼓舞、等因、心國解、到臣。該臣覆驗真級、量行賞紅外、同日、又准寧前兵備道僉事陳新甲塘報為呈驗斬獲首級事。本月二十三日、准前鋒中營參將劉成功手本移稱、本月二十一日、拋撥夜千總侯景栢報稱、於十九日、哨見賊夷大旗伍桿、約有達賊壹千余騎。該職即差撥夜管隊高名入等二十名、跟隨賊尾踏山密哨、有馬達賊二百余騎橫順、去來不定。各兵不敢前哨。至二十一日、拋高名人報稱、於二十日酉時分、有本將前差督哨撥夜紅旗・黃文拳在喇子

山、督同前往密哨、被哨馬達子壹百余騎、將名人等追趕至城子山、各撥俱奔山頂站立、賊夷棄馬、步攻本山。各撥一齊射打矢石交加、致死達賊五・六名、至三更時分、賊見我□（兵力）捨死、各賊即將屍首拉去、遁回入營。各兵一齊下山、追斬首級一顆、夷弓器械、俱全。賊將我兵哨馬射死三匹等情、連級呈驗、至職。理合解驗、緣繇、到道。准此、除驗係真夷首級、賞紅外、該本道看得、奴賊入犯中後、分其部落、綴我前鋒為謀、最狡。該營哨丁高名入等奉令遠哨、見賊追迫、乘機奔至城子山巔、憑高拋險、矢石交加、棄命擊賊、乘其回營、而又能尾後追襲、斬獲首級一顆、夷器俱（十四字脱落）敵愾、等因、會解到臣。該臣覆驗、量行賞紅外、今准前因、理合題報、等因、崇禎六年八月二十七日、奉 聖旨、兵部知道、欽此。欽遵、擬合就行、為此、一、手本監視高、合用手本前去、煩照 明旨內事、欽遵、查照施行。（尾欠）

この檔案は崇禎六年八月二七日に崇禎帝の裁可を得て施行されたものであるが、監視寧錦太監高起潜の題本を受けたものである。この高起潜の題本は二つの報告を受けてのものである。その一つは崇禎六年八月二三日に寧前兵備道僉事陳新甲から受けたもので、陳新甲の報告も同二二日に寧遠中右所騎營副總兵劉応国の手本を受けたものであった。劉応国は同十八日、寧遠中右所の西南城角に砲音が響くのを聞いて、直ちに左翼中營參將高魁と各々官兵を統領して曲尺河舖龐家山まで駆け至ったところ、偶然、撥夜に出会ってその報告を受けた。その報告は、「奴賊は高臺堡地方から進入し、直ちに大路へと向かった。」というものであった。また、劉応国が駆けつける間、參將高魁の策応夜役である何雲が来て、「団練鎮呉総兵から伝言を受けたところ、左翼中營高參將には所属の官丁を統率して来るようにとのことで、赴いて一緒に陣營を張りたい、止まって戻って来られたし。」と言った。呉総兵

とは鎮守遼東総兵官呉襄のことである。そこで、劉応国は守城の兵百名を選び、奇哨の把総即先租等を抜擢し、一同を率いて広寧中後所に赴かせた。劉応国は陣営が撤収した後も一人佇んでいると、遙かに各村屯からもうもうと煙が立ち上るのを見た。そこで、帯同していた把総張国臣に降夷を率いさせ、また千総王化中・紅旗・劉祥・劉志忠等官丁七十名、並びに高參將が残っていた撥夜把総陶万化等十名、合計漢夷官丁八十名で海沿いの各村屯に駆けつけようとした。その時、忽然と前方で土埃が舞い上がったので、直ちに中後所に属する海金寨に奔って、各官で待ち伏せをした。そうしたところ、果たして賊は侵入して来たので、我が兵が突進して那奈等は賊の首一つを取り、達馬一匹と武器を押収した。陣営に戻って調べたところ、官馬一匹が矢傷を負っていたことが分かった。以上の経過と戦果報告が、劉応国から首級・達馬・盔甲夷器とともに寧前兵備道僉事陳新甲のもとに届いた。そこで陳新甲は首実検をして褒賞を定めるとともに、「奴兵が大挙入犯し、その哨騎が各屯を荒らし回ったので、副將劉応国が把総張国臣等を派遣して、海金寨で待ち伏せをして、夷丁那奈等が突撃して首級一顆を取り、達馬一匹、盔甲夷器を奪取したことは智勇といふべきである。真つ先にその鋒を挫いた者は例に照らせば達馬を給賞することになっているので、今回獲得した馬を当てることにし、兵丁羊哈大・征騎領兵把総張国臣・撥夜把総陶万化には均しく手柄に応じて褒賞し、志気を高めることにする。」との報告を首級などとともに高起潜のもとに届けたので、高起潜も首実検をして褒賞を定めた。これが一つの報告である。もう一つの報告は同じ八月二三日、やはり、寧前兵備道僉事陳新甲塘報が首実検をした報告であった。これは同日、前鋒中營參將劉成功が手本を送って報告して来たことで、八月二一日、撥夜千総侯景栢が報告して来たことに基づくものであった。ここでは十九日、物見が賊夷の大旗五桿とともに達賊千余騎を見たということで、侯景栢は即座に撥夜管隊高名人等二十名を差し向け、この一

団を追尾し、山中を進んで偵察したところ、馬達賊二百騎余がうろついていたので、敢えてそれ以上の物見は行わなかった。二一日の高名人の報告では、「二十日酉刻（午後六時頃）、私は督哨撥夜の紅旗と黄文拳を喇子山に差し向け、ともに進ませて物見をさせたところ、哨馬の達子百騎余に見つかってしまい、高名人等は追われて城子山に至り、山頂に立ったところ、賊夷は馬を捨てて、徒歩で山攻めを始めたので、各撥一斉に矢石を浴びせての交戦となり、達賊五、六名を殺した。三更の刻（〇時頃）に至って、高名人等が捨て身であることを見て、賊は味方の死体を抱えて引き返そうとした。そこで各兵は一斉に下山して賊を追い、首級一つと夷弓器械を分捕った。被害は我が兵の哨馬三匹が射殺されたことである。」ということ、賊の首とともに劉成功に首実検を求める報告であり、それは陳新甲のもとにもたらされた。そこで、陳新甲は首実検をして褒賞するとともに、「奴賊が中後所に入犯した後、部落を分断して、我が前鋒を足止めしようとしたのは最も狡猾であったが、該營の哨丁高名人等が命令を奉じて遠見をし、賊を発見して追跡し、機に乗じて城子山巔に逃れ、険しい高所に憑って矢石で交戦し、命を省みず賊を撃ち、その帰陣に乗じて追尾して追い打ちをかけ、首級一つを討ち取り、夷器を奪取した（以下、文字脱落）」と高起潜のところへ報告して来たので、高起潜も首実検をして手柄に応じて褒賞を定めるとともに、以上の二つの陳新甲からの報告をまとめて崇禎帝のところへ報告して来た。皇帝は旧暦の崇禎六年八月二十七日、「兵部知りおけ、これを欽しめ。」との聖旨を下した。そこで兵部は監視高起潜に手本を送って施行させることにした、というところでこの檔案は切れている。高起潜は監視として撫賞のことを職務としているので、寧前兵備道僉事の陳新甲は監視活動の場合の手足となる。

さて、この高起潜ともう一人の監視である張国元が職務上、ぶつかることがあったのだろうか。次は『明清史

【料】丁編第四本の「兵部行稿 兵科抄出薊鎮東協太監張国元題」で崇禎七年七月の兵部の档案である。

兵部行、兵科抄出薊鎮東協太監張国元題、稿

宿字一百八十号内、報具襄夷丁逃回放出関縁繇、与本部題一百六十四号 軍務事相同文書写訖。葉応中承。

兵部為欽奉 聖旨事。職方清吏司案呈、奉本部送兵科抄出薊鎮東協太監張国元題前事、等因、崇禎七年七月二十一日、奉 聖旨知道了。回夷既放出関、着高起潜同該撫鎮、加意撫戢、着伍毋致他虞。其不隨東行的果安心自効、仍着起潜攜帶前来酌用。兵部知道、欽此。欽遵、抄出到部、送司、案呈到部、擬合就行、為此、

一、咨遼東巡撫 東協太監合 咨

手本 寧錦太監 手本

劄祖大寿 劄

前去、煩照 明旨内事理、欽遵、施行。崇禎七年七月日 郎中 鄒祚毓

とある。これは兵部档案であるので、元来、薊鎮東協太監張国元が題本でどのようなことを上奏したのか不明であるが、呉襄は当時、鎮守遼東総兵官であった。彼の夷丁が出関して逃亡してしまった件のようであり、張国元がこのことについて皇帝に題本を上呈し、皇帝はそれを裁可し兵部に実行を指示した。そこで、兵部は聖旨を奉って職方清吏司に案呈の作成を命じた。聖旨は崇禎七年七月二二日に出ており、「呉襄の夷丁がすでに逃げて出関してしまつた以上は、高起潜は巡撫の方一藻とともに、特段慈しんで、部隊に更なる動揺が拡がらないようにせよ。彼ら

の東行に従わなかった果安心は自ら誠を尽くしたのであり、高起潜が帯同し心得て用いよ。兵部は知り置き、此を欽しめ。」とあり、これを受けて、兵部は遼東巡撫方一藻と薊鎮東協太監張国元に咨文を送り、寧錦太監高起潜に手本を送り、当時、もう一人の鎮守遼東總兵官であった祖大寿に劄を送り、施行された。この一件に出て来る總兵官呉襄は前掲の档案中では、ごく山海関に近い箇所における奴賊侵攻事件において登場している。従って、この頃、呉襄は山海関にごく近い地域で活動していたと見られ、そのため、薊鎮東協太監でありながら「関寧」を署理する張国元が呉襄の一件を取り扱うことになったのだろう。そしてこれに対する皇帝の裁定は兵部を通じて、まず巡撫と薊鎮東協太監に伝えられ、その次に果安心を引き受けることになった寧錦太監に伝えられ、最後にもう一人の遼東總兵官に伝えられているのである。この一件は總兵官呉襄の夷丁が逃亡出関してしまうという失態であり、また、軍務に関わる案件であった。この場合、まず関わるべきは兵部の指図の下、遼東巡撫であり、そしてこの件を報告した薊鎮東協太監であった。そしてこの件に間接的に関わることになった寧錦太監、用兵に関わる遼東總兵官祖大寿にも皇帝の決定が通知されるという構図が読み取れる。このような構図はほかの場合にも読み取れるだろうか。『明清史料』癸編第二本の崇禎十年閏四月十七日「兵科抄出 総監関寧両鎮太監高起潜題本」を見てみよう。

兵科抄出関寧太監高起潜題本

高起潜題為酌補營將事。崇禎十年閏四月十八日到。 魯胤昌

兵部呈于兵科抄出総監関寧両鎮太監高起潜謹題為酌補營將事。准遼東撫臣 方一藻會彙、照得、団練右營參將丁柳已經調任京宮所遺員缺。准鎮臣趙宦手本、查得、監標聽用都司管游擊事王定一生長西陲、久歷東塞、堪以

補用、等因、到臣。該臣查得、右營向隸鎮標所統俱係銳勁、王定一以將材起家、久任辺陲、夙著勤練、就近遴補相。宜既經鎮臣移会前来、等因、会藁到臣、准此、臣謹会同總督臣張福臻・巡撫臣方一藻・閔臣杜廷璉、合詞具題、伏乞 聖明。勅下該部、覆覈酌補施行。崇禎十年閏四月十七日、奉 聖旨、兵部知道。

とある。これは兵科抄出の高起潜の題本とあるが、兵部の档案である。この档案の残存している部分で言えば、総監閔寧両鎮太監の高起潜が遼東營將の補充人事について申し上げた題本である。この案件は、遼東巡撫方一藻が鎮臣趙宦の手法を受け取ったところ、団練右營參將の丁柳が京營の欠員の穴埋めで異動したので、同じ右營の王定一の働きぶりが良いので、後任に堪え得ると推薦するものであった。鎮臣はここでは遼東の副総兵官か何らかの將であろうか。方一藻も趙宦に同意して趙宦とともに高起潜に補充人事のことを願ひ出た。そこで高起潜は総督張福臻、巡撫方一藻及び閔臣（巡閱御史か）杜廷璉とともに、皇帝の裁可を求めた。崇禎帝は兵部にこのことを検討させたところ、補充人事を実施する意見であった。そこで皇帝は崇禎十年閏四月十七日に兵部に実施の指示を与えたものと思われるが、この档案にはその続きは欠落している。崇禎十年（二六三七）の段階で張元は遼東のことに関わっていないので、この時は高起潜が総督、巡撫、閔臣を招集して人事提案を行っている。皇帝の信任厚い高起潜がこの当時、いかに遼東で大きな力を持っていたか分かるであろう。ただ、注意を要するのは、この時の人事を単独ではなく、合議として提案していることである。これは高起潜がこの地方の軍務に精通しているわけではなく、実務は総督以下の各官に任せており、案件の具体的な検討はこれらの諸官の協力無しには処置し得なかったのではなからうかと思われる。この点は今後の検討点である。

もう一つ、『中国明朝档案総匯』所収の崇禎十一年九月十八日の「遼東巡撫方一藻為解安犒銀兩等事咨文」を見てみよう。これは高起潜が在中にも関わらず、全くその名前の出て来ない事例である。

方司

咨 崇禎十一年九月十七日到 「巡撫遼東等處提督軍務閔防」官印

欽差巡撫遼東寧錦等處地方提督軍務兼管備倭都察院右都御史兼兵部左侍郎方 為遠哨事。本年九月十七日准兵部咨、職方清吏司案呈、奉本部送、准遼東巡撫方 塘報前事、等因、又准本官揭帖為飛報夷情事、等因、各到部、送司。該本司看得、逆奴狡窺、日以謀犯為事。此不待智者而後知之也。況其屬部、尽徙河西、調發無煩、遠驚則其家突之勢、較昔倍為孔棘。然而奴之所利者、野戰所長者弓矢、調鮮人運火器、殆虛聲也。若然用違其長、雖衆必敗。凡我辺臣宜整棚戰具嚴攢、以俟有犯、必摧此其時矣。万勿先自餒、以張奴勢。有万人必往之氣、然後、可以收匹馬、不入之功也。案呈到部、該臣覆看、無異。相應、請 旨、申飭遼昌保通津宣大山西等處督監撫鎮、毋論奴犯為声為実、或近或遠、一意遠哨、嚴防刻刻、礪兵秣馬、整棚待戰。其各認定調援官兵、行營器糧、已經屢飭。毋得玩弛。旧發安犒銀兩、諸處動用不多。惟遼東征調頻、仍安插島衆、開銷兩分、合再于阿寺發銀貳万兩、以備不時應援之用、通祈 聖鑒施行、等因、崇禎十一年九月初七日、礼部尚書兼東閣大學士仍管兵部事楊 等具題、本日奉 聖旨、這銀兩即照數措發、余俱有旨了、欽此。欽遵、抄出到部、送司、案呈到部、擬合就行、為此、合咨前去、煩焯本部、題奉 明旨內事理、欽遵、查焯施行、等因、到院部、准此、擬合出給咨文、差官領解、為此、合咨 貴部、煩請查焯、希將安犒銀貳万兩、割寺兌給本院部、差官李日滋・

馬中樂、寧前道差官周士登・潘永茂領解回鎮、以備調緩急需。俟押解到日、另具庫收報部、事完、一体彙冊、銷算施行。須至咨者。

右咨

兵部。

崇禎拾壹年玖月十八日（巡撫遼東等處提督軍務關防）の押印）

遠哨事

とあり、遼東巡撫の方一藻が遠哨の事として兵部に送った咨文である。崇禎十一年九月十七日に兵部からの咨文を受け取ると、職方清吏司の案呈であった。これは遡ればもともと方一藻が上奏した塘報と掲帖を受けてのことで、職方清吏司ではそれに、「逆奴が狡く隙を狙って日々、謀犯を繰り返しているので、悠然とはしておられない。最近、その部族は皆、遼東の河西に移り住んだので、調発は煩わしくなくなったが、長距離を馳せて突進して来る勢いは旧来に倍する。しかし、奴らの得意とするところは野戦で威力を発揮する弓矢であり、朝鮮人の運んで来る火器は威力がない。²² そうであるならば、長所を履き違えており、たとえ敵が多勢であっても必ず敗れる。我が方は武器を整え、彼らが侵入して来るのを待ち構え、その時こそ必ず打ち砕くのだ。万一にも自ら飢えて、奴勢を伸張させることのないようにせよ。万人必往の気があり、馬を集めれば、不入の功となる。」と見解をつけた。実戦の現場を踏んだことのない官僚の机上の空論以外の何ものでもない見解であるが、これは兵部で、「異議はないので、

聖旨を請願し、遼昌保通津宣大山西等のところの総督・巡撫を戒め、奴犯の虚実・遠近を問わず、とにかく遠哨をして刻々守りを厳しくし、兵馬を整えて戦いを待て。おのおの増援の官兵を揃え、陣営や武器、食糧はすでに重ねて戒めて来たが、緩むことのないようにせよ。以前に発給した安犒銀は、各所でそれほど使われていないが、遼東だけは出兵が頻繁で、また、烏衆（もと毛文龍の部下達のことか）を安置することで、銀両を二分して使ってしまったので、再び阿寺（太僕寺）から遼東に二万両を發して不時の応援の出費に充てるよう、皇帝に請願して施行せん」ということになった。これを崇禎十一年九月七日、礼部尚書兼東閣大学士仍管兵部事楊嗣昌は崇禎帝に申し上げたところ認可され、安犒銀二万両の發給が決まり、兵部から巡撫遼東に連絡があり、受け取りの官僚を巡撫遼東と寧前道から派遣すること、受け取って収納した後、兵部に報告をすること、事後には帳簿を作成して決算の帳簿を作成することを、方一藻から兵部に回答したものであった。

ここでは皇帝を挟んで遼東巡撫と内閣及び兵部とのやりとりになっていて、高起潜の姿は見えない。この当時の高起潜の肩書は前述のとおり、「総監閔寧両鎮糧餉兵馬辺牆撫賞等事御馬監太監」であった。つまり、高起潜は彼の肩書にある糧餉・兵馬・辺牆・撫賞に対する監視をすることが任務であって、実務にはあまり立ち入らなかつたのかもしれない。このあたりはもつと事例を増やして今後考えてみたい。

崇禎帝は要地に宦官を派遣して軍政をハンドリングしようとし、張国元も高起潜もその目的で派遣された宦官であった。彼らは総督・巡撫を頂点とする辺境防衛体系の上に君臨することでは、従来の鎮守宦官とは性格を異にしている。しかし、そのような彼らが辺務全般を差配できたかという点、実際には総督や巡撫、兵備道、総兵官など実務を担う文武の官の力に依存するしかなかったし、辺務に関わる全ての上奏・裁可がこのような宦官に一本化し

て行われたこともなかったが、このあたりの業務内容の詳しい分析は今後の課題である。

おわりに

本稿では四本の明朝档案から明末の遼東統治に関わり検討して来た。サルフの戦以降、明朝にとって中朝境界についての情報把握は困難を極めた。崇禎帝は一向に成果が上がらないことに苛立って、宦官を監視として辺鎮に送り込み、軍務の実を挙げようとした。その辺鎮では軍は常に配下にスパイの集団を配置して、満族と応酬していた。その中には夷丁とか降夷のような非漢族の人員を相当に抱えていたこと、²³⁾これらのスパイ部隊はそれを統括する者があり、かなり組織だった動きをすることが分かる。崇禎十一年九月十七・十八日のやりとりでは、そのような彼らを通しての情報かは不明であるが、満族の長所は野戦における弓矢であり、火器は朝鮮から流れ込んでいるが、実戦にはあまり威力を発揮していないなどの分析がなされている。この火器がどのようなものか不明であるが、万曆朝鮮の役の際、日本の鉄砲足軽が多数朝鮮に降っており、また、これらの降倭の一部が明朝において、国内の反乱鎮圧等に活用されていることを見れば、鉄砲であろう。

方一藻は東林党派に名前のある人物であり、²⁴⁾辺境事情を訴えることで多額の軍資金の獲得に成功している。党争と辺境政策の観点も重要である。ただ、本稿では、辺鎮を通して日々、北京に上奏される情報が蓄積され、北方認識が形成されていく点を重視し、今後は档案の分析を積み上げたいと思う。明末の遼東鎮に関しては、満族の勃興に焦点が当てられるが、結果的には飲み込まれ、敗れていく側の明朝の辺防メカニズムの解明、その前提となる情

報の収集方法とその質の分析は、檔案史料の積み上げでしか出来ないことであろう。

註

- (1) 吉尾寛「明末の戸部尚書畢自嚴の兵餉運営に対する一視点―『度支奏議』「堂稿」部に記載される数値史料を手がかりにして」岩井茂樹編『中国近世社会の秩序形成』京都大学人文科学研究所、二〇〇四年、ほか、楊永漢『論晚明遼餉収支』天工書局、一九九八年参照。
- (2) 徐仁範(渡昌弘訳)「朝鮮使節の海路朝貢路と海神信仰―『燕行録』の分析を通して―」『東アジア海域叢書』四、汲古書院、二〇一一年参照。
- (3) 本史料集については、甘利弘樹「貴重な明代の檔案史料集」『東方』二五二、二〇〇二年、同「明朝檔案を利用した研究の動向について―『中国明朝檔案総匯』刊行によせて―」『滿族史研究』第一号、二〇〇二年において、その概要を知ることが出来る。また、その問題点については拙稿「遼東馬市信牌檔―明朝檔案の配列を中心にして―」『明清史研究』第一輯、二〇〇四年において指摘した。なお、本史料集の目録を一冊にした工具書として岩淵慎編『中国第一歴史檔案館・遼寧省檔案館編 中国明朝檔案総匯 総目録』(研究代表者・川越泰博『平成11年度〜平成14年度科学研究費補助金基盤研究(C)(2) 研究成果報告書 明代海外情報の研究』二〇〇三年)がある。
- (4) 谷応泰撰『明史紀事本末』巻七四、宦侍誤国に、「初上既罷諸内臣、外事俱委督撫、然上英察。輒以法隨其後、外臣多不称任使者。崇禎二年、京師戒嚴、乃復以内臣視行營。自是、銜憲四出、動以威倨上官、体加於庶司、羣相壅蔽。」とあり、『国権』巻九三、崇禎七年八月辛未の条に、「論曰、国家明経取士、期遇甚厚。朕御極之初、撤還内鎮、拳天下事悉以聽之朝士、不意諸臣當私卸過、罔恤民艱、竟置膜外、甚有蝕剥為陸官肥家計。問二二廉謹者、又拘泥迂疎、慢視職掌、或性乏通警、屬下欺蒙、既有一二不能不瞻徇情私、又因循推諉、居恒但有虚声、有事均無実濟。己巳之冬、致逆虜直薄都下、宗社震驚、拳朝束手。此士大夫負国家也。繇是不得已、照成祖監槍之例、分遣各鎮監視、添設兩部總理。雖一時權宜、亦欲諸臣自反。數年來、軍馬經制粗立、錢糧稍清、而諸臣或亦有省於衷矣。今將總理・監視等官酌量撤回、以信朕之初心。張彝憲・侯漕糧將竣、回監供職、李奇懋・魏相・康朝・張国元・盧維寧・魏國徵・王之心・鄧希詔、俱回京另用、張

元亨・崔良用仍俟寇平、会同撫按市馬、王希忠除去查飭、照旧守備、惟閔・寧逼近虜巢、高起潛率原屬各官、兼監兩鎮。京營內臣提督管理照常、雲鎮被虜、登鎮縱奸、俱候另議、內而部司、外而督撫・鎮按・道將、共休時艱、各圖表見、若復蹈往陋、仍爾自便、不惟國典具存、抑諸臣之忠猷何在、良足恥矣。」とある。

- (5) 『明史』卷二三、莊烈帝本紀、崇禎四年九月庚辰の条に、「内臣王応朝・鄧希詔等監視閔・寧・薊鎮兵糧及各辺撫賞。」とある。『明史稿』本紀十八、莊烈帝紀、『国権』卷九一では「十月丁未」としている。『明史』卷三〇五、張彝憲伝には、「崇禎四年九月、遣王応朝等監視閔・寧、又遣王坤宣府、劉文忠大同、劉允中山西監視軍馬。而以彝憲有心計、令鈎校戸・工二部出入、如涂文輔故事、為之建署、名曰戸工總理、其權視外總督、内团營提督焉。」とあり、『明史』卷二五八、李日輔伝には、「崇禎四年擢南京御史。時中官四出、張彝憲總理戸・工錢糧、唐文征提督京營戎政、王坤監餉宣府、劉文忠監餉大同、劉允中監餉山西、又命王応朝監軍閔・寧、張國元監軍東協、王之心中協、鄧希詔監軍西協、又命呂直監餉登島、李茂奇監茶馬陝西。」とある。また、『国権』卷九一、崇禎四年九月乙未の条には、「太監張彝憲總理戸・工二部錢糧、唐文征提督京營戎政、王坤往宣府、劉文忠往大同、劉允中往山西、各監視兵餉。」とあり、同十月丁未の条には、「命太監監軍王応朝往閔・寧、張國元往薊鎮東協、王之心中協、鄧希詔西協。」とある。また、『明史』卷三〇五、高起潛伝には、「時流賊大熾、命太監陳大金・閻思印・謝文舉・孫茂霖等為内中軍、分入大帥曹文詔・左良玉・張応昌諸營、名曰監軍、在辺鎮者、悉名監視。」とある。

- (6) 『明史』卷二三、莊烈帝本紀、崇禎四年十一月丙戌の条に、「太監李奇茂監視陝西茶馬、呂直監視登島兵糧・海禁。」とある。中華書局本『明史』では「呂直」を誤りとし「吳直」を正しいとしているが、「呂直」が正しい。また、『明史』卷二三、莊烈帝本紀、崇禎六年五月乙巳の条に、「太監陳大金等分監曹文詔・張応昌・左良玉・鄧紀軍。」とある。

- (7) 『明史』卷二三、崇禎六年六月辛酉朔の条に、「太監高起潛監視寧錦兵餉。」とあり、『国権』卷九二、崇禎六年六月壬戌の条に、「命太監高起潛監視錦寧、張國元監視山永石塘等路、綜核兵餉、犒賞軍士。」とある。高起潛の伝記は、『明史』卷三〇五、高起潛伝、『明史稿』列伝一七九、高起潛伝がある。また、『明史』卷三〇五、高起潛伝には、「高起潛、在内侍中、以知兵称、帝委任之。」とあり、『明史稿』列伝一七九には、「高起潛、内侍中、称号知兵、帝委任之。」とある。張國元の伝記は、高承埏編輯『崇禎忠節録』にあり、順天府大興県の人で、明末の北京陥落時、自殺している。

- (8) 盧維寧の任官年月は未詳であるが、崇禎十三年三月には京師に召還されたようである。『国権』卷九七、崇禎十三年三

月戊子の条に、「詔撤各鎮内臣。察飭已久、兵馬錢糧・器械等項、稍有改觀、但戰守防援、事權未能盡一。今將總監高起濬・陳貴・馬雲程・盧維寧、分守辺永清・許進忠・謝文舉・魏邦典・牛文炳・武進・陳鎮夷・崔進・楊顯名、俱撤回京另用、申之秀除去總監、仍以守備察飭、李信守護陵園、崔璘除兼祭祀存錢糧、惟專理塩務、勅書換給、武俊仍俟工完回京、還將兵馬・錢糧・器械及任内釐飭事宜開明具奏。凡辺務都著督撫・鎮道一意肩承、共体時艱、各據猷略。若有疏虞、五案大法具存、必罪不貸。」とある。

- (9) 魏国徴は崇禎九年八月に内官監守天寿山から總監宣府・昌平となつてゐる。『国権』卷九五、崇禎九年七月辛未の条に、「前司礼太監張雲漢・韓贊周為副提督、巡城閩軍、司礼太監提督右安門魏国徴改内官監守天寿山。」とあり、同八月壬申朔の条に、「天寿山守備魏国徴總督（ママ、監）宣府・昌平、京營御馬太監鄧（ママ、鄭）良輔為分守、太監鄧希詔監視中西二協、太監杜勳分守。」とある。

- (10) 鄭良輔は崇禎九年八月に京營御馬監太監として分守宣府・昌平となり、同十一月には協理宣府・昌平となり、同十年十一月には総理京城巡捕となつてゐる。『国権』卷九五、崇禎九年八月壬申の条（前掲）及び同九年十一月壬戌の条に、「御馬太監陳貴總監大同・山西、牛文炳分守、御馬太監王夢弼分守宣府・昌平、鄭良輔協理。」とあり、同十年十一月庚辰の条に、「以司礼署印太監曹化淳提督京營、太監李明哲提督五軍營、杜勳提督神樞營、閻思印提督神機營、孫茂霖分守薊鎮中西三協、鄭良輔總理京城巡捕。」とある。

- (11) 陳応祥の任官年月は未詳である。

- (12) 魏邦典の任官年月は未詳であるが、崇禎十三年三月に京師に召還されたようである。前掲『国権』卷九七、崇禎十三年三月戊子の条参照。

- (13) 謝文舉は崇禎五年九月に提督京營戎政となり、同十年十二月に分守昌平・宣府となり、同十三年三月に京師に召還されたようである。『国権』卷九二、崇禎五年九月戊申の条に、「以太監鄭良翰・謝文舉・扶進朝・魏典・盧文德提督京營戎政。」とあり、同卷九六、崇禎十年十二月乙巳の条に、「太監謝文舉分守昌平・宣府。」とある。また、前掲同卷九七、崇禎十三年三月戊子の条参照。

- (14) 川越泰博『明代中国の軍制と政治』国書刊行会、二〇〇一年。

- (15) 方志遠『明代的鎮守中官制度』『文史』四〇、一九九四年、野田徹「明朝宦官の政治的地位について」『九州大学東洋史

- 論集』二一、一九九三年、同「明代在外宦官の一形態について―鎮守宦官をめぐる―」『九州大学東洋史論集』二四、一九九六年、同「嘉靖朝における鎮守宦官裁革について」『史淵』一三七、二〇〇〇年参照。
- (16) 拙稿「明朝遼東總兵官考―洪武年間の場合―」『人文研紀要(中央大学人文科学研究所)』六八、二〇一〇年。
- (17) 奥山憲夫『明代軍政史研究』汲古書院、二〇〇三年。
- (18) 方震孺については『明史』巻二四八、方震孺伝参照。拙稿「明代巡按山東監察御史の基礎的考察」『人文研紀要(中央大学人文科学研究所)』七二、二〇一一年、では、方震孺を取り上げなかった。ここに補う。
- (19) 明代の文書システムについては、羅輝映「明代文書制度初探」『四川大学學報叢刊』三〇、檔案學論叢、一九八六年、尹韻公『中国明代新聞伝播史』重慶出版社、一九九〇年、櫻井俊郎「明代題奏本制度の成立とその変容」『東洋史研究』五一―二、一九九二年、王剣「明代密疏研究」『中国社会科学出版社』二〇〇五年、城地孝「長城と北京の朝政―明代内閣政治の展開と変容」京都大学学術出版会、二〇一二年などを参照した。また、吉尾寛「最末期・明朝の華北における都市防衛策―中国明朝档案総匯」を用いた一考察「大阪市立大学東洋史論叢号」二〇〇五年、櫻井俊郎「明末北辺の偵察活動―崇禎十四年、大同右衛」『大阪府立大学紀要(人文・社会科学)』五五、二〇〇七年、同「明末における塘報の伝達―大同辺外から北京へ」『大阪府立大学紀要(人文・社会科学)』五六、二〇〇八年、同「崇禎年間の焼荒」『人文学論集』二八、二〇一〇年を参照した。
- (20) 明朝の監察体制については、小川尚「明代地方監察制度の研究」汲古書院、一九九九年、同「明代都察院体制の研究」汲古書院、二〇〇四年、謝忠志「明代兵備道制度 以文武馭的国策与文人知兵的实际」『明史研究叢刊』二〇〇二年、及び拙稿「明代巡按「遼東」考」『九州大学東洋史論集』三四、二〇〇六年を参照した。
- (21) 辺境で活動するスパイについては、川越泰博「明代長城の群像」(汲古書院、二〇〇三年)の「第一部 諜報・情報活動の担い手たち 第一章 明の間諜「夜不收」」(原載「明代北辺の「夜不收」について」『中央大学文学部紀要』史学科四六、二〇〇一年)、「第二章 モンゴルの諜者と奸細」(原載「明代モンゴルの諜報活動(一)―その担い手を中心に―」『人文研紀要(中央大学人文科学研究所)』四四、二〇〇二年、「明代モンゴルの諜報活動(二)―その担い手を中心に―」『中央大学文学部紀要』史学科四八、二〇〇三年)、及び、吉尾寛「明末の流賊反乱と地域社会」(汲古書院、二〇〇一年)『第三章「流賊の「奸細」と戦法」(原載「明末における流賊の「奸細」について」『名古屋大学東洋史研究報告』七、

一九八一年)がある。また、櫻井俊郎前掲「崇禎年間の焼荒」では、「通夜」「丁夜」「夜不収(人)」を「工作員」と訳している。

(22) 大清となって朝鮮を押しえたことにより、朝鮮からの火器が流入しやすくなったのであろうか。壬辰・丁酉倭乱を経て、朝鮮軍は日本の火器を積極的に導入したことについては、久芳崇『東アジアの兵器革命 十六世紀中国に渡った日本の鉄砲』吉川弘文館、二〇一〇年参照。

(23) 山海関を通して非漢族が往来していたことについては、前掲吉尾寛『明末の流賊反乱と地域社会』のⅢの第三章「王朝交替と郷紳―山海関の戦に即して―」(原載「山海関の戦役と郷紳―地方史料の断片を繋いで見える戦役の一性格―」、『名古屋大学東洋史研究報告』二一、一九九七年)に言及がある。

(24) 方一藻の名が東林党のリストにあることは、小野和子『明季党史考―東林党と復社―』同朋舎出版、一九九六年。張国元に関わる檔案(●)は『中国明朝檔案総匯』所収檔案・○は『明清史料』所収檔案を示す)

●兵科抄出 欽差監視薊鎮東協邊牆撫賞事務御馬監太監(署理閔寧太監)張国元為黒莊窠等処事題本 崇禎六年三月七日

●兵科抄出 欽差監視薊鎮東協署理閔寧糧餉兵馬辺牆撫賞事務御馬監張国元為査視杏山新城嚴加修理等事題本 崇禎六年四月八日

●兵科抄出 欽差監視薊鎮東協署理閔寧糧餉兵馬辺牆撫賞事務御馬監太監(閔寧太監)張国元為塘報東路進剿達賊事題本 崇禎六年四月八日

●兵科抄出 欽差監視薊鎮東協署理閔寧糧餉兵馬辺牆撫賞事務御馬監張国元為捉獲賊船及確審解報事題本 崇禎六年四月八日

●兵科抄出 欽差監視薊鎮東協署理閔寧糧餉兵馬辺牆撫賞事務御馬監太監(閔寧太監)張国元為特糾失事將領以肅边防等事題本 崇禎六年四月十八日

●兵科抄出 欽差監視薊鎮東協署理閔寧糧餉兵馬辺牆撫賞事務御馬監太監(閔寧太監)張国元為密哨達賊遁回在遼河放牧事題本 崇禎六年四月二十五日

●兵科抄出 欽差監視薊鎮東協署理閔寧糧餉兵馬辺牆撫賞事務(署理閔寧太監)張国元為哨丁出境斬獲達賊首級事題本 崇禎六年四月二十七日

- 兵科抄出 欽差監視薊鎮東協署理閔寧糧餉兵馬辺牆撫賞事務御馬監太監（閔寧太監）張国元為塘報広鹿島敗賊東遁及官兵追剿事題本 崇禎六年四月二七日
- 兵部為遠哨探得中遼河西岸夷情事行稿（監視薊鎮東協署理閔寧太監） 崇禎六年五月二七日
- 兵部為遠哨探得西北行走夷踪事行稿（監視薊鎮東協署理閔寧太監） 崇禎六年五月
- 兵部為二撥督發援兵夷丁已抵推豐潤其中有被惑思婦者事行稿（監視薊鎮東協太監） 崇禎七年七月二七日
- 兵部行稿 兵科抄出薊鎮東協張国元題 崇禎七年七月 丁四
- 遼東巡撫方一藻為夷敵当前須通籌謀略不可徇偏見事題本（監視閔永） 崇禎七年閏八月二八日
- 高起潜に関わる档案（●○は張国元に同じ）
- 督發閔寧援兵監護軍功糧餉等事忠勇營中軍太監高起潜為城中忠義隨便擒賊獻城事題本 崇禎五年十二月二七日
- 欽差督發閔寧援兵監護軍功糧餉等事忠勇營中軍御馬監太監高起潜題本 崇禎五年十一月二六日 乙一
- 欽差督發閔寧援兵監護軍功糧餉等事忠勇營中軍御馬監太監高起潜題本 崇禎五年十二月十六日 甲一
- 督發閔寧援兵監護軍功糧餉等事忠勇營中軍太監高起潜為報攻城日期事題本 崇禎六年正月五日
- 督發閔寧援兵監護軍功糧餉等事忠勇營中軍太監高起潜為報攻城日期事題本 崇禎六年正月十四日
- 欽差督發閔寧援兵監護軍功糧餉等事忠勇營中軍御馬監太監高起潜為旅順困敵捷音并發兵餉等事題本 崇禎六年三月十七日
- 欽差督發閔寧援兵監護軍功糧餉等事忠勇營中軍御馬監太監高起潜為登島肅清援師還鎮事題本奉旨 崇禎六年三月三十日
- 兵部尚書張鳳翼等克城掃穴搜島靖乱等事題本奉旨 崇禎六年四月三日
- 欽差督發閔寧援兵監護軍功糧餉等事乾清宮牌子御馬監太監高起潜為塘報旅順擒獲賊首毛承祿事題本 崇禎六年四月六日
- 欽差督發閔寧援兵監護軍功糧餉等事乾清宮牌子御馬監太監高起潜為塘報雙島等處進剿事題本 崇禎六年四月七日
- 欽差督發閔寧援兵監護軍功糧餉等事乾清宮牌子御馬監太監高起潜為遵旨回奏薙城及攻破水城功績事題本 崇禎六年四月七日
- 兵部題殘稿 監視寧錦等處糧餉兵馬辺牆撫賞等事御馬監太監高起潜等會題 崇禎六年八月三日 甲八
- 兵部行稿 御批監視寧錦太監高起潜題 崇禎六年八月九日 乙二
- 兵部為官兵於遼東高台堡処斬獲入境奴賊情形事行稿 崇禎六年八月二七日
- 欽差乾清宮牌子監視寧錦等處糧餉兵馬辺牆撫賞等事御馬監太監高起潜為西援夷丁突為訛言所輒行逃回事題本 崇禎七年七月

二十日

●兵部尚書張鳳翼等為再調遼兵一萬援宣并令撫臣整朔以待事題稿 崇禎七年七月二七日

●兵部為西援官兵勞苦量給稿賞并報過薊日期事行稿 崇禎七年八月

●欽差乾清宮牌子監視寧錦等處糧餉兵馬辺牆撫賞等事御馬監太監高起潛為塘報來降西部夷丁口供并陳進止利害事題本 崇禎七年閏八月九日

○兵部行稿 兵科抄出寧錦太監高起潛題 崇禎七年閏八月 丁四

○欽差乾清宮牌子監視寧錦等處糧餉兵馬辺牆撫賞等事御馬監太監高起潛題本 崇禎七年閏八月五日 甲八

○兵部題稿 監視寧錦太監高起潛揭 崇禎七年閏八月十二日 甲八

●兵部為用計劫剿奴營賊逃奔膳房堡并有旨事行稿 崇禎七年閏八月十五日

●欽差乾清宮牌子監視寧錦等處糧餉兵馬辺牆撫賞等事御馬監太監高起潛為遠哨達賊情形事題本 崇禎七年十一月十三日

●欽差乾清宮(牌)子監視寧錦等處糧餉兵馬辺牆撫賞等事御馬監太監高起潛為呈解陷虜夷丁并探得四酋行踪事題本 崇禎七年十一月十三日

●欽差乾清宮牌子監視寧錦太監高起潛為接獲降夷酌行安插事題本 崇禎七年十一月十六日

○礼科外抄欽差乾清宮牌子監視寧錦等處糧餉兵馬辺牆撫賞等事御馬監太監高起潛題本 崇禎七年十一月二十日 乙二

●欽差乾清宮牌子監視寧錦等處糧餉兵馬辺牆撫賞等事御馬監太監高起潛為哨援官兵在娘子墳地方与虜交戰獲捷事題本 崇禎七年十一月二十四日

○兵科抄出欽差乾清宮牌子監視寧錦等處糧餉兵馬辺牆撫賞等事御馬監太監降三級高起潛題本 崇禎八年七月二十九日 丁五

○兵科抄出欽差乾清宮牌子監視寧錦等處糧餉兵馬辺牆撫賞等事御馬監太監降三級高起潛題本 崇禎八年七月二十九日 丁五

○兵科抄出欽差乾清宮牌子監視寧錦等處糧餉兵馬辺牆撫賞等事御馬監太監降三級高起潛題本 崇禎八年八月二日 丁五

○兵科抄出乾清宮牌子監視寧錦等處太監高起潛題本 崇禎八年八月三日 丁五

○兵科抄出監視寧錦太監高起潛題本 崇禎八年八月五日 丁五

○兵科抄出監視寧錦等處太監高起潛題本 崇禎八年八月六日 丁五

○兵科抄出監視寧錦等處太監高起潛題本 崇禎八年八月八日 丁五

- 兵科抄出寧錦太監高起潛為多股達賊由東西行似有謀犯事題本 崇禎八年八月二十六日
- 欽差乾清宮牌子監視寧錦等處糧餉兵馬辺牆撫賞等事御馬監太監降二級高起潛為哨見辺外大股達賊從來西行事題稿 崇禎八年八月二十六日
- 兵部行稿 監視寧錦高起潛揭 崇禎八年九月二日 丁五
- 兵部行稿 兵科抄出監視寧錦太監高題 崇禎八年九月四日 丁五
- 兵部行稿 兵科抄出閔寧太監高起潛題 崇禎八年九月二三日 丁五
- 兵部題稿 總監閔寧兩鎮糧餉兵馬辺牆犒賞等事御馬監太監高起潛手本 崇禎九年十一月 丁六
- 兵科抄出總監閔寧兩鎮太監高起潛題本 崇禎十年閏四月十七日 癸二
- 總監閔寧太監高起潛題本 崇禎十年十二月三十日 甲九
- 兵科抄出總監閔寧兩鎮御馬監太監高起潛為哨見中遼河地方有達賊三首余騎從東西行事題本 崇禎十一年正月五日
- 總監閔寧兩鎮御馬監太監高起潛題本 崇禎十一年二月九日 甲九
- 總監閔寧兩鎮太監高起潛為副將吳三桂等塘報會解回鄉朱大等人審取口供事題本 崇禎十一年二月七日
- 兵科抄出閔寧太監高起潛為劣弁偷引辺軍越閔脫伍事題本 崇禎十一年二月七日
- 兵科抄出欽命總監閔寧兩鎮御馬監太監高起潛為接獲回鄉之夏六子提供東奴將犯事題本 崇禎十一年二月七日
- 總監閔寧兩鎮御馬監太監高起潛為推拳王鳴喜等人調補營堡將領事題本 崇禎十一年二月十日
- 兵科抄出 閔寧太監高起潛為哨見馬達賊順柳河往北行走事題本 崇禎十一年二月十一日
- 兵科抄出 閔寧太監高起潛為呈解回鄉之人宋三錄取口供事題本 崇禎十一年二月十二日
- 兵科抄出 閔寧太監高起潛為接獲回鄉劉大等人拋供達子兇兵西來事題本 崇禎十一年二月十五日
- 兵科抄出 閔寧太監高起潛為副將吳三桂報稱奴賊大举西進情形事題本 崇禎十一年二月十八日
- 兵科抄出 總監閔寧兩鎮太監高起潛為接獲回鄉之徐三供稱東奴將犯寧錦事題本 崇禎十一年三月四日
- 兵科抄出 欽命總監閔寧兩鎮太監高起潛為接獲東來回鄉張友德供稱東奴往西來犯事題本 崇禎十一年三月四日
- 兵科抄出 欽命總監閔寧兩鎮太監高起潛為賊首沈志祥率衆投奴并議安置難民事題本 崇禎十一年三月十五日
- 兵科抄出 總監閔寧兩鎮御馬監太監高起潛為副將吳三桂報稱解到降夷張三審取口供事題本 崇禎十一年三月二一日

- 兵部題稿 總監閔寧太監高起潛題 崇禎十一年八月二十六日 甲十
- 兵科抄出 總監閔寧太監高起潛題本 崇禎十一年九月十一日 丁六
- 兵科抄出 總監閔寧太監高起潛題本 崇禎十一年九月十一日 丁六
- 兵科抄出 欽命總監閔寧兩鎮御馬監太監高起潛題本 崇禎十一年九月十八日 丁六
- 兵科抄出 總監高起潛題本 崇禎十一年九月十八日 丁六
- 兵科抄出 欽命總監閔寧兩鎮太監高起潛題本 崇禎十一年九月二二日 辛四
- 兵科抄出 總監閔寧太監高起潛為報大黑山外遠哨情形事題本奉旨 崇禎十一年九月
- 兵科抄出 總監各路援兵太監高起潛題本 崇禎十二年正月三日 甲十
- 兵科抄出 欽命總監太監高起潛為逆奴攻圍松山官兵捍禦獲勝事題本 崇禎十二年三月十四日
- 兵科抄出 總監各路援兵太監高起潛為塘報緊急夷情事題本 崇禎十二年三月十九日
- 兵科抄出 欽命總監各路援兵御馬監降六級仍戴罪高起潛為內地雖幸廓清仍請勅下處分事題本 崇禎十二年三月二八日
- 兵科抄出 總監各路援兵御馬監高起潛為夷丁跟賊襲尾哨探斬獲賊級得獲夷器事題本 崇禎十二年四月九日
- 兵科抄出 總監各路援兵太監高起潛為岩疆工程緊急請催網班夫事題本 崇禎十二年四月二六日
- 兵科抄出 總監太監高起潛題本 崇禎十二年六月十日 丁六
- 兵科抄出 援兵太監高起潛題本 崇禎十二年六月十日 癸二
- 兵科抄出 閔寧總監高起潛題本 崇禎十二年六月二五日 癸二
- 兵科抄出 總監閔寧太監高起潛為報緊急夷情事題本 崇禎十二年七月十五日
- 兵科抄出 總監閔寧高起潛為報夷情事題本 崇禎十二年七月十八日
- 兵科抄出 總監閔寧兩鎮御馬監太監高起潛題本 崇禎十二年七月二十日 丁七
- 兵科抄出 總監閔寧兩鎮御馬監太監高起潛題本 崇禎十二年八月七日 丁七
- 兵科抄出 閔寧總監高起潛為戰丁缺餉請勅部立發事題本 崇禎十二年八月十八日
- 兵科抄出 總監閔寧兩鎮御馬監太監高起潛為報撥練遼東官兵事題本 崇禎十二年八月二三日
- 閔寧太監高起潛題本 崇禎十二年九月十七日 甲十

- 兵部題行稿 兵科抄出閩寧太監高起潛題 崇禎十二年九月二一日 甲十
- 兵部行稿 御前発下閩寧総監高題 崇禎十二年十月五日 丁七
- 兵部行稿 御前発下閩寧総監高起潛題 崇禎十二年十月六日 丁七
- 兵部行稿 閩寧総監太監高起潛題 崇禎十二年十月二日 甲十
- 兵部行稿 閩寧総監高起潛題 崇禎十二年十二月五日 甲十
- 兵部行稿 御前発下閩寧総監高起潛題 崇禎十二年十二月 丁七
- 兵部為赴敵殞身之総兵金国鳳循例請謚事題稿 崇禎十三年正月八日
- 兵部為遼東巡撫塘報緊急夷情并將寧遠戰役陣亡將士廕襲撫恤事題本行稿 崇禎十三年正月十一日
- 兵部為塘報烏峰塔边境夷情事行稿 崇禎十三年正月十八日
- 兵部行稿 総監閩寧太監高起潛題 崇禎十三年閏正月三日 甲十
- 兵部為閩寧総監報接獲東来回働人員供説夷情并夷騎往來情形事行稿 崇禎十三年閏正月二十日
- 兵部為遼東塘報緊急夷情事行稿 崇禎十三年閏正月二六日
- 兵部為特選周土頭補遼東車左營游擊員缺事題行稿 崇禎十三年二月三日
- 兵部為遼東防兵陣亡優恤等事行稿 崇禎十三年二月四日
- 兵部為查覆錦州黑山鴛陣亡兵丁并參革將領事題行稿 崇禎十三年二月九日
- 兵部為將雷時陞補左翼右營游擊等員缺事題行稿 崇禎十三年二月十四日
- 兵部為閩寧総監塘報緊急夷情事行稿 崇禎十三年二月二五日
- 兵部為閩寧総監高起潛塘報達夷窺犯趕哨丁辺塞拳烽情形事行稿 崇禎十三年二月二九日
- 兵部行殘稿 督發援兵太監高起潛塘報 年月日不明 癸一
- 崇禎年章奏殘冊三 年月日不明 壬三

【付記】 本稿は二〇一二年八月二三日から二四日にかけて韓国ソウル・東国大学校において開催された、東北アジア財団・東国大学校主催「東アジアにおける疎通と交流」シンポジウムにおける発表原稿に手を加えたものである。また、科学研究費補

助金・基盤研究（C）一般「明朝遼東鎮をめぐる官僚人事・政策形成・朝鮮関係の解明」の成果の一部である。